

押印を求める見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案について（社内検定認定規程及び職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正関係）【概要】

### 【社内検定認定規定の一部改正】

#### 1. 現行の規定

- 社内検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）第3条第1項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第71条の2第1項に規定する職業能力検定の認定（以下「認定」という。）を受けようとする事業主は、社内検定認定申請書（様式第1号）を、認定を受けようとする事業主の団体等は、社内認定申請書（様式第2号）を厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。

#### 2. 改正の内容

- 認定を受けようとする事業主が提出する社内検定認定申請書（様式第1号）及び認定を受けようとする事業主の団体等が提出する社内検定認定申請書（様式第2号）について、当該事業主等が行う押印を求めないこととし、その押印欄を削除する。

### 【職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正】

#### 1. 現行の規定

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の4第1項の規定に基づき、国は労働者の職務の経歴等に関する事項を明らかにする書面（以下「職務経歴等記録書」という。）の様式を定めているところ。

#### 2. 改正の内容

- 職務経歴等記録書の様式において、労働者の職務の経歴、職業能力等を明らかにするために教育訓練実施機関の責任者等が行う押印を求めないこととし、その押印欄を削除する。